

令和 6 年 12 月 定例会

委 員 会 会 議 錄

[総務文教常任委員会
建設環境常任委員会
健康福祉常任委員会]

行 田 市 議 会

令和6年12月行田市議会定例会委員会会議録目次

◎総務文教常任委員会（12月12日）

付託案件	1
出席委員（7名）	2
欠席委員（0名）	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会（午前 9時29分）	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議案第76号について	3
議案第76号の質疑	4
休憩（午前 9時35分）	5
<hr/>	
再開（午前 9時41分）	5
議案第76号について	5
議案第76号の質疑	6
休憩（午前 9時48分）	7
<hr/>	
再開（午前 9時57分）	8
議案第76号について	8
議案第76号の質疑	9
休憩（午前10時05分）	10
<hr/>	
再開（午前10時10分）	10
議案第76号について	11
議案第76号の質疑	11
議案第76号の討論、採決	11
閉会の宣告	12

閉会（午前10時14分）	12
署名委員	13

※

◎建設環境常任委員会（12月10日）

付託案件	15
出席委員（6名）	16
欠席委員（0名）	16
説明のため出席した者	16
事務局職員出席者	16
開会（午前9時30分）	17
開会の宣告	17
開議の宣告	17
議案第82号について	18
議案第82号の質疑	19
議案第82号の討論、採決	19
休憩（午前9時39分）	20

再開（午前9時40分）	20
議案第76号について	20
議案第76号の質疑	21
休憩（午前9時53分）	24

再開（午前9時58分）	24
議案第76号について	25
議案第76号の質疑	26
休憩（午前10時11分）	29

再開（午前10時17分）	29
--------------	----

議案第 76 号について	30
議案第 76 号の質疑	31
休憩（午前 10 時 24 分）	32
<hr/>	
再開（午前 10 時 28 分）	32
議案第 83 号について	32
議案第 83 号の質疑	33
議案第 83 号の討論、採決	34
休憩（午前 10 時 33 分）	34
<hr/>	
再開（午前 10 時 35 分）	34
議案第 77 号について	34
議案第 77 号の質疑	35
議案第 77 号の討論、採決	36
休憩（午前 10 時 40 分）	36
<hr/>	
再開（午前 10 時 41 分）	36
議案第 76 号について	36
議案第 76 号の質疑	37
議案第 76 号の討論、採決	37
閉会の宣告	38
閉会（午前 10 時 44 分）	38
署名委員	39

※

◎健康福祉常任委員会（12月11日）

付託案件	41
出席委員（7名）	42
欠席委員（0名）	42

説明のため出席した者	4 2
事務局職員出席者	4 2
開 会 (午前 9時29分)	4 3
開会の宣告	4 3
開議の宣告	4 3
議案第79号について	4 4
議案第79号の質疑	4 5
議案第79号の討論、採決	4 7
休 憇 (午前 9時43分)	4 7
<hr/>	
再 開 (午前 9時45分)	4 7
議案第78号について	4 8
議案第78号の質疑	4 8
議案第78号の討論、採決	5 6
休 憇 (午前10時16分)	5 6
<hr/>	
再 開 (午前10時27分)	5 6
議案第76号について	5 6
議案第76号の質疑	6 0
議案第76号の討論、採決	6 7
休 憇 (午前11時07分)	6 7
<hr/>	
再 開 (午前11時09分)	6 7
議案第81号について	6 7
議案第81号の質疑	6 9
議案第81号の討論、採決	7 5
閉会の宣告	7 5
閉 会 (午前11時34分)	7 5
署名委員	7 7



總務文教常任委員会

12月12日（木曜日）

令和6年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和6年12月12日（木曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）
- 審査日程
 - 【総合政策部】
議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）
 - 【総務部】
議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）
 - 【教育委員会・学校教育部】
議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）
 - 【教育委員会・生涯学習部】
議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）

○出席委員（7名）

委員長 梁瀬里司 委員	3番 新 諒平 委員
副委員長 大屋彰 委員	4番 町田光 委員
1番 香川宏行 委員	5番 村田秀夫 委員
2番 駒見行彦 委員	

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

岡登圭太	総合政策部長
風間重文	広報広聴課長
朝見寿行	財産管理課長
浅見知正	総務部長
瀬尾昌之	税務課長
蓮見宗徳	収納課長
野辺博彦	人権・男女共同参画推進課長
細谷博之	学校教育部長
中島淳	教育委員会参事
石崎昌稔	学校教育部次長 兼教育指導課長
中村和則	生涯学習部長
鈴木紀三雄	郷土博物館長

○事務局職員出席者

書記 大澤光弘

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆様おはようございます。

本日は早朝より総務文教常任委員会にお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本日は議案第76号についてご審議いただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますのでよろしくお願い申し上げます。なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用の上お願いいたします。また、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今回当委員会に付託されました案件は議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算(第6回)の1議案であります。審査については、お配りしております審査日程により行います。なお、議案第76号に係る討論及び採決については、教育委員会生涯学習部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

それでは、総合政策部所管の議案について審査を行います。

まず、岡登総合政策部長にご挨拶をお願いいたします。

○総合政策部長 おはようございます。

梁瀬委員長、大屋副委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、日頃より総合政策部の事務事業の推進に格別なるご支援、ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本日ご審議いただきます案件ですけれども、議案第76号補正予算案のうち総合政策部が所管する部分でございます。説明につきましては担当課長から申し上げますので、委員の皆様には、ご審議のほどどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。

△議案第76号について

○委員長 次に、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算(第6回)のうち総合政策

部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、風間広報広聴課長、お願ひいたします。

○広報広聴課長 議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、広報広聴課部分について説明申し上げます。

議案書の23ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正で上から2つ目の市報ぎょうだ印刷製本業務委託を追加するものであります。これは、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額は、広報紙印刷1ページ当たり1,96円にページ数と発行部数を乗じた額とするものであります。市報の印刷業者選定に当たりましては、プロポーザル方式による審査を実施した上で今年度中に業者を決定し契約手続を行うことにより新年度業務の円滑な進行を図ろうとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、朝見財産管理課長、お願ひいたします。

○財産管理課長 議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）、財産管理課所管部分の説明をさせていただきます。

議案書の20ページをお願いいたします。

第3条債務負担行為の補正でございますが、追加するものであります。

内容につきましては、23ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正の一番上の欄、令和7年度清掃業務委託（11件）でございます。内訳の記載のとおり、南河原支所以下11施設の令和7年度分の清掃業務委託について債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は、各施設の設計額の合計で1,967万3,000円でございます。これらの清掃業務は、令和7年度当初予算から業務に着手する必要があるため、債務負担行為を設定し本年度中に契約締結に係る事務手続を行うことにより業務の円滑な遂行を図るものでございます。なお、11施設とも本年度と同様の施設及び業務内容でございます。

財産管理課所管部分の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第76号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑の申出はございません。質疑を終結いたします。

以上で、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、総合政策部所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時 35分 休憩

午前 9時 41分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用の上お願ひいたします。

それでは、総務部所管の議案について審査を行います。

まず、浅見総務部長にご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 おはようございます。

委員の皆様には、日頃から総務部の事務事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第76号のうち、総務部所管部分でございます。ご審議のほどお願ひ申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。

△議案第76号について

○委員長 次に、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち総務部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、瀬尾税務課長、お願ひいたします。

○税務課長 おはようございます。

それでは、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、税務課所管部分について説明申し上げます。

議案書の35ページをお願いいたします。

2款2項2目賦課徴収費の右ページ説明欄の②賦課費の11節郵便料ですが、本年10月1日

から郵便料金が改定されたことに伴い不足が見込まれることから措置するものでございます。

以上で税務課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

次に、蓮見収納課長、お願ひいたします。

○収納課長 本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第76号 行田市一般会計補正予算（第6回）の収納課所管部分についてご説明をいたします。

議案書の35ページをお願ひいたします。

2款2項2目賦課徴収費の右ページ説明欄②徴収費のうち、11節郵便料171万8,000円は、本年10月1日からの郵便料金の値上げ等により予算に不足が見込まれることから、追加措置をするものでございます。

次に、その下の22節過誤納金還付金1,400万円は、法人市民税の確定申告に基づく予定納税額の精算に伴い、見込みを上回る高額の還付金が急遽発生したため予算に不足が見込まれることから、追加措置をするものでございます。

以上で、議案第76号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

次に、野辺人権・男女共同参画推進課長、お願ひいたします。

○人権・男女共同参画推進課長 議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、人権・男女共同参画推進課所管部分についてご説明申し上げます。

議案書の35ページをお願ひいたします。

2款1項16目男女共同参画推進費の右ページ説明欄の②男女共同参画推進センター管理運営費の10節電気料28万2,000円は、電気料金の高騰に伴う不足見込額を措置するものでございます。

人権・男女共同参画推進課所管部分の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第76号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願ひいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 ただいま説明いただいた中の収納課に関わる質疑をさせていただきたいのですけれども、一般財源で1,400万円と過誤納金還付金が少なくない金額なんですけれども、2点ほど伺いたいのですけれども、1点目は、高額というのはどのぐらいの額なのか、法人何件ぐらいが今回の還付金の補正で対応が必要になったのか、その辺の上位の件数、金額を教えていただきたいのと、補正がなぜ必要になってしまったのかというところですけれども、出ている年もあったりなかったり、あるいは額もまちまちだとは思うのですけれども、決算額の平均値みたいなところを取って当初予算を組んでいるのか、どういう方法なのか。どのような方式をすればもう少し少額で済んだのか、この2点について伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

蓮見収納課長。

○収納課長 お答え申し上げます。

まず、今回の還付金は何社でどのぐらいの金額だったのかというところでございますが、1社で1,606万5,900円でございます。

次に、補正金額の予算について、平準化して予算を取ることはできなかったのかという質疑かと承知しました。これについては、例年、平均値の中で予算のほうは取っているところなのですけれども、先ほど申し上げたような法人市民税は予定納税をした後に確定申告する。今回の法人に関しては、売上げの減少と経費の増加があったためにやむなく精算した結果、超過納税が生まれているというところで、これは、残念ながらこちらでも読むことができないところでございますので、経常的なところを予算としては積んで、必要な場合に応じては、今回のような補正を組ませていただくような形を取っております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、総務部所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時 48分 休憩

午前 9時 57分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクをご使用の上お願ひいたします。

それでは、教育委員会、学校教育部所管の議案について審査を行います。

まず、細谷学校教育部長にご挨拶をお願いいたします。

○学校教育部長 おはようございます。

梁瀬委員長、大屋副委員長をはじめ、総務文教常任委員の皆様には、日頃より教育行政の推進に格別なるご理解とご支援を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

本日ご審議いただく案件は、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、学校教育部の所管部分でございます。説明につきましては予算を所管する所属長からさせていただきますので、何とぞ慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

△議案第76号について

○委員長 次に、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、学校教育部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

石崎教育指導課長、お願ひいたします。

○教育指導課長 それでは、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、教育指導課所管部分につきまして説明をいたします。

議案書の20ページをお願いいたします。

初めに、第3表債務負担行為補正の上から5番目、小学校水泳授業委託でございます。

小学校プールの老朽化に伴い、昨年度より南小学校、見沼小学校の2校で、今年度からは北小学校、忍小学校を加えた4校で、プール施設を所有する民間スポーツクラブに業務委託し、水泳授業を実施しております。次年度以降、設置した年が早く耐用年数を大幅に超えている東小学校と太田小学校の2校を新たに民間に業務委託するものでございます。令和7年度当初から業務に着手する必要があることから、債務負担行為を設定し今年度中に契約締結に係る事務手続を行い、業務の円滑な遂行を図るものでございます。なお、安定的な事業運

営を行うため、加えて施設確保の観点などから、5年間の長期契約といたしました。期間は令和7年度から令和11年度までの5年間、限度額は5,045万7,000円でございます。

次に、上から6番目、外国語指導助手付帯業務委託でございます。委託業務の内容は、外国語指導助手、ALTの研修、授業の参観と指導内容の評価、市が行うALTの募集や任用の業務に対する支援など、ALTの直接雇用に係る付帯業務でございます。優秀な外国語指導助手を安定的に確保し、本市の英語教育の質を維持するためには、こうした業務に係る専門的な業者に委託することが必要であると考えております。令和7年度当初から業務に着手する必要があることから、債務負担行為を設定し本年度中に契約締結に係る事務手続を行い、業務の円滑な遂行を図るものでございます。期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は237万6,000円でございます。

次に、上から7番目、外国語指導員派遣業務委託でございます。委託業務の内容は、外国語指導員1名を市内幼稚園8園へ派遣し、歌やダンス、英会話などの指導を通して園児の英語教育を推進するもので、この業務全般を専門的な業者に委託するものでございます。令和7年度当初から業務に着手する必要があることから、債務負担行為を設定し本年度中に契約締結に係る事務手続を行い、業務の円滑な遂行を図るものでございます。期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は396万円でございます。

次に、上から8番目、中学校教師用指導書等購入でございます。中学校教師用指導書等購入は、令和7年度より採択された新たな教科書を使用するため、それに伴い、中学校教師用指導書と教科用図書及び指導者用デジタル教科書を購入するものです。本年度中に契約締結に係る事務手続を行い、令和7年度当初から中学校において活用できるようにするために、債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は2,910万2,000円でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第76号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

3番 新委員。

○3番 新委員 水泳委託授業について伺いたいのが、私もどんどん委託していくのは老朽化もあると思うので大賛成なのですけれども、逆に、老朽化してしまったプールの後活用とか

処理などをどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 教育指導課のほうでは、プールの後の利活用についてまではまだ検討してございません。一つの財産ですので、今後、どういった活用がいいのかというのを検討する必要があるかというのは思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、学校教育部所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10時 05分 休憩

午前 10時 10分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクをご使用の上お願ひいたします。

それでは、生涯学習部所管の議案について審査を行います。

まず、中村生涯学習部長にご挨拶をお願いいたします。

○生涯学習部長 改めまして、皆様おはようございます。

梁瀬委員長、大屋副委員長をはじめ、総務文教常任委員の皆様には、日頃生涯学習部所管の事務事業につきましてご理解、ご協力を賜り、この場をお借りして御礼を申し上げます。

博物館では、先週の土曜日、12月7日から「おもちゃの動物園」と題しまして冬の収蔵展を開催しておるところでございます。本日ご審議いただきます案件につきましては、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、生涯学習部所管の事業でございます。説明につきましては所管の担当課長等から申し上げますので、委員の皆様には慎重審議のほどをお願い申し上げます。なお、説明に当たりましては着座にてさせていただいた

いと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

△議案第76号について

○委員長 次に、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、生涯学習部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

鈴木郷土博物館長、お願ひいたします。

○郷土博物館長 それでは、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、郷土博物館に係る部分についてご説明申し上げます。

議案書の47ページをお願いします。

10款教育費、4項社会教育費、8目博物館費で46万5,000円の追加でございます。追加の理由としましては、右ページ説明欄の○博物館管理運営費の10節電気料で、博物館の電気料に不足が見込まれることから措置するものでございます。

以上で議案第76号の説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第76号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑の申出はありません。質疑を終結いたします。

以上で、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、当委員会所管部分に係る全ての部署の質疑が終了いたしました。

△議案第76号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、当委員会所管部分について、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決しました。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって総務文教常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午前 10時 14分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 梁瀬里司

建設環境常任委員会

12月10日（火曜日）

令和6年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和6年12月10日（火曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件
議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）
議案第77号 行田市コミュニティセンターライフスタイル条例の一部を改正する条例
議案第82号 行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
議案第83号 訴えの提起について
- 審査日程
【都市整備部】
議案第82号 行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）
【建設部】
議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）
【環境経済部】
議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）
【市民生活部】
議案第83号 訴えの提起について
議案第77号 行田市コミュニティセンターライフスタイル条例の一部を改正する条例
議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）

○出席委員（6名）

委員長 小林 修 委員	2番 小林 淳一 委員
副委員長 木村 博 委員	3番 吉田 豊彦 委員
1番 福島 ともお 委員	4番 小野寺 貴男 委員

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

森原秀敏	市民生活部長
島田あかね	市民生活部次長兼 交通対策課長
磯貝和美	市民課長
上野浩二	地域活動推進課長
江森裕一	環境経済部長
五十嵐章五	環境経済部次長兼 商工観光課長
菅原広志	環境課長兼 粗大ごみ処理場長
吉田秀和	環境経済部副参事
高橋栄一	都市整備部長
寺田定弘	都市計画課長
馬場康治	企業誘致課長
内山正一	水道課長
中島延雄	都市整備部副参事
青山義徳	建設部長
藤野賢哉	道路治水課長

○事務局職員出席者

書記 高橋優太

午前 9時 30分 開会

△開会の宣告

○委員長 おはようございます。

ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願いいたします。なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されております案件は、議案3件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お配りしております審査日程により行います。よろしくお願ひいたします。

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただくようお願いいたします。

また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭にお願いします。

初めに、都市整備部所管の議案について審査を行います。

都市整備部長、ご挨拶をお願いいたします。

○都市整備部長 皆さん、おはようございます。

貴重なお時間をいただきまして誠に恐縮でございますが、一言ご挨拶をさせていただきます。

建設環境常任委員会におかれましては、小林修委員長をはじめ、委員の皆様には日頃より都市整備部所管の事務事業にご理解を賜りまして厚く御礼を申し上げます。また、大変お忙しい中、今回都市整備部に係る2議案につきまして審査いただきますことを心より感謝申し上げます。

さて、本日審査をお願いいたしますのは、審査依頼されました議案第82号 行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）でございます。何とぞ慎重なる審査、そしてご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後担当課長からご説明申し上げます。

本日はよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

△議案第82号について

○委員長 初めに、議案第82号 行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

水道課、内山課長、お願いします。

○水道課長 おはようございます。

議案第82号 行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の60ページをお願いいたします。

本年3月29日に公布されました生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令により水道法施行令の一部が改正されます。これによりまして、水道法施行令で規定する布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件についての改正が行われるため、その規定を参照している条例の引用条項を整備するものです。

それでは、改正内容について条例案新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の12ページをお願いいたします。

初めに、第3条布設工事監督者の資格についてですが、第1号、大学の土木工学科において衛生工学または水道工学を修めて、卒業後2年以上水道の実務経験を有する者としていたところ、衛生工学または水道工学の履修は不要となり、1年6月以上の水道事業の実務経験を有した上、技術上の実務については、水道のほか、工事用水道、下水道、道路または河川が追加され、実務経験は、2年から水道の実務経験を含めて全体で3年に延長されます。

第2号では、大学の機械工学科もしくは電気工学科における資格要件の追加、第3号では、短期大学または高等専門学校における水道の実務経験の短縮及び水道以外の実務経験を追加、第4号では、短期大学における機械科、電気科における資格要件が追加されます。

第5号では、高等学校または中等教育学校における水道の実務経験の短縮及び水道以外の実務経験の追加、第6号では、高等学校等における機械科、電気科における資格要件が追加

されます。

第7号では、大学院研究科、第8号では外国の学校、第9号では技術士の有資格者における水道の実務経験の短縮及び水道以外の実務経験が追加されます。

第10号では、新たに土木施工管理技士の有資格者における要件が追加、第11号では、そのほかにおける水道の実務経験の短縮及び水道以外の実務経験が追加されます。

次に、第4条水道技術管理者の資格についてですが、1号では、資格要件を水道の布設工事監督者の資格としていたものを、大学、短期大学、高等学校等において土木工学科等を修めて卒業した後の実務経験の年数が新たに規定されます。

第2号、第3号及び第4号では、引用条項を改正し、用語の整備をするものです。

第5号では新たに技術士、第6号では新たに土木施工管理技士の資格要件が追加されます。

戻りまして、議案書の63ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日は令和7年4月1日からとするものでございます。

以上で議案第82号の説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第82号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第82号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。

討論のある方は挙手をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第82号 行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準における条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 39分 休憩

午前 9時 40分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第76号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算中、都市計画課及び企業誘致課所管部分を議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、都市計画課、寺田課長、お願ひします。

○都市計画課長 それでは、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）の都市計画課所管分についてご説明いたします。

議案書の45ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、4目公園費2,408万4,000円の増額でございます。

右のページの説明欄公園維持管理費の10節消耗品費及び14節古代蓮の里整備工事請負費は、古代蓮の里において本年10月に電線ケーブルの盗難被害が発生し、一部設備が使用できないことから、幹線設備の復旧工事を行うとともに、古代蓮の里をはじめ、総合公園、水城公園、見沼元塙公園、富士見公園など電源設備のある公園において、ハンドホール蓋が開けられないようにするための専用の簡易ロック錠を設置するなど盗難防止対策を行うための経費を措置するものでございます。

10節電気料は、電気料金の値上げに伴い、都市計画課で所管する施設分として追加措置するものでございます。

戻りまして、議案書の23ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございますが、表内一番下、8款土木費、4項都市計画費の古代蓮の里設備復旧事業でございますが、先ほど増額補正としてご説明いたしました電線盗難に伴う幹線設備復旧工事に当たり、材料の確保に3カ月程度時間を要するため、年度内に

完了できない見込みであることから、繰越明許費を設定するものでございます。

以上で議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）の都市計画課所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

次に、企業誘致課、馬場課長、お願ひいたします。

○企業誘致課長 それでは、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）の企業誘致課所管分についてご説明いたします。

議案書の45ページをお願ひいたします。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費1,208万3,000円の増額でございます。

これは、水城公園飲食施設出店者募集事業により飲食店の建設工事に伴い実施するものでございまして、右のページ説明欄②企業誘致課関係経費の10節消耗品費は、忍・行田公民館利用者の駐車場案内標示としてカラーコーンを購入するための費用を措置するものでございます。

その下の12節警備委託料は、飲食店出店に伴い、水城公園南側駐車場を円滑にご利用いただくため、新たにできるヴェールカフェ北側駐車場や旧彩々亭駐車場に公園利用者を誘導することなどを目的に行う交通誘導員の費用を措置するものでございます。

その下の14節各所公園整備工事請負費は、飲食店の建設工事に伴い、水城公園南側駐車場の舗装版撤去及び旧中央公民館の地下に埋設されている既存杭の撤去、水城公園駐車場案内看板の設置などの費用を措置するものでございます。

以上で、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）の企業誘致課所管分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第76号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いします。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

46ページの企業誘致課関係経費、12節の警備委託料ですけれども、本会議での質疑もあつ

たかと思うのですが、もう少し具体的に説明いただきたい。交通誘導員の方がどのようにヴェールカフェ北側駐車場のほうに誘導していくのか、そのイメージを具体的に教えていただけたらと思います。

○委員長 馬場課長。

○企業誘致課長 警備委託料の具体的な説明という話ですけれども、2人出入口に配備しまして、駐車場をご利用する方に利用の用途をお伺いして、用途に応じて、ヴェールカフェ北側駐車場だったり、公民館南側駐車場、あとは旧彩々亭の駐車場にご案内をさせていただくような形になります。

以上でございます。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 それでは、あくまで、今の忍・行田公民館の駐車場から各方面へ回すというか、そちらのほうに流していくというイメージでよろしいですか。

○委員長 馬場課長。

○企業誘致課長 委員おっしゃるとおり、あそこから誘導していくようなイメージでございます。

○1番 福島委員 分かりました。

○委員長 他に質疑のある方はおられますか。

2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 説明ありがとうございます。

46ページから2点ほどですけれども、1点目は、企業誘致課で消耗品費でカラーコーンという説明があったのですけれども、29万7,000円というのは、どのぐらいの単価のカラーコーンを幾つ購入していくのか。カラーコーンで30万円というのは結構な金額かと思いました。

2点目が、公園維持管理費で消耗品費が約500万円となっているのですけれども、消耗品で500万円というとかなりの金額だと思うので、こちらの主な内容を教えていただけたらと思います。

以上2点です。

○委員長 馬場課長。

○企業誘致課長 カラーコーンの購入費用と個数ということですけれども、1個7,000円程度のものを42個購入予定でございます。

以上でございます。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 古代蓮の里の消耗品の件ですけれども、これにつきましては、古代蓮の里をはじめとして、総合公園、水城公園、見沼元塙公園、富士見公園の電源設備のある公園に対しまして、地下に電線が埋まっているわけですけれども、そのマンホールの蓋が簡単に開けられないような簡易のロック錠というものがございまして、それを設置する費用で、トータルで200個を考えております。

以上でございます。

○委員長 2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 ありがとうございます。

カラーコーンですけれども、1個7,000円のカラーコーンというのはどういうカラーコーンでしょうか。

○委員長 馬場課長。

○企業誘致課長 お答え申し上げます。

通常のものと同じものですけれども、円錐のカラーコーンで、それに重しを乗せたものになります。そこに紙のファイルが入るようになっていまして、「公民館優先駐車場」みたいな標示ができるようなカラーコーンになっております。

○委員長 2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 サイズ的には、一般にホームセンターなどで売っているようなカラーコーンに重しがついて、ファイルが入るという感じなのでしょうか。

○委員長 馬場課長。

○企業誘致課長 はい、そのとおりでございます。一般的なカラーコーンに黒い重しがついて、標示ができる。よく「障害者優先」みたいなものがついているものと同じような形になります。

○委員長 2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 イメージしているものと一致しているかですけれども、カラーコーンが1個7,000円というのは適切なのでしょうか。ホームセンターなどに行ったときに値段を見るのですけれども、そんな金額はしていないような感覚ですけれども、1個7,000円というのは適切なのか、根拠があれば教えてください。

○委員長 馬場課長。

○企業誘致課長 私どもも、カタログなどを見させていただいて、カラーコーンと重しと標示

するもの、別売りなんですけれども、トータルでそのぐらいの値段がかかるというところでございます。

○委員長 2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 後でその見積りとか状況を見せていただきたい。自分の感覚だと7,000円はいかないのかなというところなので、よろしくお願ひします。

○委員長 馬場課長。

○企業誘致課長 分かりました。後で提示させていただきます。

○委員長 他に質疑のある方はおられますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 先ほどの福島委員と関連するのですけれども、交通誘導員が2人という説明です。交通誘導員というのは、工事中のみなのか、それとも年間を通してどこかの企業に委託するのか、交通誘導員というのはどういう組織になっているのですか、職員がやるのでないでしょう。

○委員長 馬場課長。

○企業誘致課長 お答え申し上げます。

交通誘導員につきましては、委託費で取っていますので、企業様にお願いして、委託という形で2人ご用意するような形になります。期間につきましては、1カ月程度を見込んでおります。

○3番 吉田委員 1カ月ですね、分かりました。

○委員長 他に質疑のある方はおられますか。

[「いいです」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、この後審査を行います市民生活部所管部分の審査終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 9時 53分 休憩

午前 9時 58分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただけるようお願ひいたします。説明及び答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

次に、建設部所管の議案について審査を行います。

まず初めに、建設部長、ご挨拶をお願いいたします。

○建設部長 おはようございます。

誠に恐縮ですが、一言ご挨拶をさせていただきます。

建設環境常任委員の皆様には、日頃より建設部所管の事務事業に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。また、建設部に係る議案についてご審議いただきますことに心より感謝申し上げます。

さて、本日ご審議をお願いいたしますのは、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、建設部所管分の1議案でございます。何とぞ慎重なるご審議、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましてはこの後担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第76号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算中、道路治水課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。道路治水課、藤野課長、お願ひします。

○道路治水課長 おはようございます。

それでは、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち道路治水課所管分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げますので、議案書の45、46ページをお開き願います。

8款土木費全体の補正額は6,377万7,000円の追加で、このうち道路治水課所管分といたしまして2,761万円を追加するものでございます。

2項道路橋りょう費、4目橋りょう維持費の説明欄、一番上の○橋りょう維持補修費は、

行田市駅跨線橋修繕工事において、工事を進めていく過程で上屋部分の塗膜分析調査を行ったところ、鉛が含有していることが判明したため、塗膜の剥離作業やその作業に係る環境対策資機材など橋りょう修繕事業負担金の増加が見込まれることから、追加措置するものでございます。

以上で歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

なお、歳入につきましては、一般財源において措置させていただくものでございます。

続きまして、繰越明許費について別表によりご説明申し上げますので、戻りまして、23ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正をご覧ください。

8款土木費全体の繰越明許費は2億4,707万円で、このうち道路治水課所管分といたしまして、2項道路橋りょう費及び3項河川費の4事業につきまして、合計2億2,892万円を設定するものでございます。

内訳といたしまして、2項道路橋りょう費の市道維持補修事業6,500万円、その下の市道新設改良費1,700万円及び3項河川費の河川等改修事業970万円は、委託業務5件及び工事7件について、発注の平準化を図るため、年度をまたいで事業が実施できるよう繰越明許費を設定するものでございます。

また、3項河川費の上荒井ポンプ場設備更新事業1億3,722万円は、上荒井ポンプ場の自家発電機設備の交換工事において、世界的な半導体や電気部品不足の影響により納期に約1ヶ月を要することが判明したため年度内の事業完了が困難となったことから、繰越明許費を設定するものでございます。

以上で、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、道路治水課所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第76号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

それでは、質疑をさせていただきます。

23ページの繰越明許費補正の河川費の上荒井ポンプ場設備更新事業、約1億3,000万円のところですけれども、今、世界的な半導体の不足によって遅れてしまっているというのは分かることですが、その遅れによって、影響というのも特にないということでいいのでしょうか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 お答え申し上げます。

今回の更新事業は、毎年設備点検をさせていただいておりますが、その際に、経年劣化による誤作動の危険性があるということで、すぐに動かなくなってしまうとか、そういうことではなく、点検によって、安全に運転するために更新が推奨されているといいますか、そういったことで、出水期に水害が起こったときの対応を円滑に行うために、予防保全的な意味合いも含めて今回更新を行っているものでございます。

以上でございます。

○1番 福島委員 分かりました。

○委員長 他に質疑のある方はおられますか。

4番 小野寺委員。

○4番 小野寺委員 福島委員に関連するのですけれども、上荒井ポンプ場設備更新事業で、私の勘違いでなければ、令和5年12月にも予算が1億4,000万円ぐらい計上されていたかと思うのですけれども、これが2年連続して続くというのは何か理由があるのでしょうか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 お答えします。

今回繰越明許費を設定する工事につきましては、自家用発電機設備の更新工事になります。昨年度、同様に繰越しをさせていただいたのですが、こちらは排水ポンプ等制御盤の更新事業で、同じ上荒井ポンプ場で実施をさせていただいたものになります。

以上でございます。

○委員長 4番 小野寺委員。

○4番 小野寺委員 承知しました。ありがとうございます。

一応確認ですけれども、今回工事が遅れているのは半導体などの入荷が遅れているのと、金額が増額になっているのも、やはり半導体の値上がりが原因ということでよろしいでしょうか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 まず、工期的な問題は、機器の製作に時間がかかるということ、昨今の人件

費とか物価の高騰によって金額が上がってくるというふうに我々も認識しているところでございます。

以上です。

○委員長 4番 小野寺委員。

○4番 小野寺委員 承知いたしました。ありがとうございます。

もう1点、跨線橋の修繕費用についてです。他の議員からも議場であったかと思うのですけれども、全額市の負担のようなのですけれども、秩父鉄道に負担してもらうような交渉の余地はないのでしょうか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 お答えします。

まず、今回の工事費に対する負担については、協定書に基づいて行田市が全額負担することになっております。協定を締結するに当たって、何度か打合せ、協議を経て協定を締結しておりますが、協議、打合せの中では、駅利用者も当然使う施設ということで、秩父鉄道にも少しでも負担をしていただけないかというお話は当然させていただいております。ただ、市の施設、持ち物であるというところで、そこについてはご理解がいただけなかつたというところでございます。

以上です。

○委員長 他に質疑のある方はおられますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 跨線橋で、屋根の追加工事というのは、屋根の塗装についての追加補正ですか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 屋根も含みますが、あとは側壁といいますか、壁の塗装の剥離なども含まれております。

以上です。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 そうした関係で、塗装の中に鉛を含んでいるから、それはアスベストと同じような対策で、塗装を塗り替えるには人間には大変危険だと。そのために、鉛を剥離しなければならないので追加が欲しいという形で要請があったのかと理解しているのですけれども、以前に工事をやったときに、鉛が塗装の中に含まれていると、最初のときに、そういう

資料に入っていたいなかったのですか。その辺を確認したい。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 お答えします。

当初、跨線橋の下の部分と上の部分で考え方方が分かれしておりまして、上の部分については建築物的な考えを持っておりました。側壁の部分が、材質が樹脂でできておりました関係で、主に鉛が含まれた塗料というのが、鉄鋼のさび止めで多く用いられていたというところで、樹脂材というところから、当然鉛が含まれているということは想定していなかったものでございます。

以上です。

○3番 吉田委員 いいです。

○委員長 他に質疑のある方はおられますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、この後審査を行います市民生活部所管部分の審査終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 10時 11分 休憩

午前 10時 17分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただきますようお願いいたします。また、説明及び答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

次に、環境経済部所管の議案について審査を行います。

まず初めに、環境経済部長、ご挨拶をお願いいたします。

○環境経済部長 環境経済部でございます。委員の皆様には、日頃から環境経済部の事業に対しまして多大なるご支援を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日は、令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、環境課及び商工観光課部分につきましてご説明申し上げます。ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第76号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算中、環境課及び商工観光課所管部分について議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、環境課、菅原課長、お願ひいたします。

○環境課長 それでは、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、環境課所管分について説明申し上げます。

議案書の41ページをお願ひいたします。

4款衛生費、2項2目塵芥処理費において2,152万2,000円を追加措置するものでございます。

右のページ、説明欄の②粗大ごみ処理施設管理費の10節修繕料は、破碎施設の老朽化に伴い、振動ふるいの防震ゴムが破断したことによる部品の交換及び破碎機の破碎処理する部分に当たるシェルライナーの歯と破碎物の大きさを調整するチョークリングが磨耗したことによる部品の交換などにかかる経費を措置したものでございます。

その下の電気料は、エネルギー価格の高騰等による電気料金の値上げに伴い予算に不足が見込まれることから、追加措置するものでございます。

その下の上下水道料は、リチウム蓄電池による火災防止のほか、粉じん対策のための散水量が増加し予算に不足が見込まれることから、追加するものでございます。

その下の12節廃乾電池等処理委託料は、リチウム蓄電池等を内蔵した製品の普及により、リチウム蓄電池を含めた廃乾電池等の排出量が当初の見込みを上回ったため、追加措置するものでございます。

その下の14節設備設置工事請負費は、破碎機におけるリチウム蓄電池の発火対策として、散水栓と連動する火災報知機を設置するための費用を措置するものでございます。

続きまして、繰越明許費について別表によりご説明申し上げますので、戻りまして、23ページをお願ひいたします。

第2表繰越明許費補正でございますが、4款衛生費、2項清掃費の粗大ごみ処理施設設備修繕事業は、破碎施設の部品交換修繕に当たり、交換する新たな部品の納期に時間要し、

年度内に工事が完了できない見込みであることから、繰越明許費を追加で設定するものでございます。

その下の第3表債務負担行為補正でございますが、上から4番目、破碎廃棄物運搬業務委託について追加するものでございます。この業務委託は、粗大ごみ処理場で破碎処理したガラスやプラスチック類などの不燃残渣について、寄居町にあります埼玉県環境整備センターの埋立て処分地までの運搬を委託するものでございます。令和7年度当初からの業務実施に当たり、債務負担行為を設定し、本年度中に業者選定及び契約締結手続を行うことにより継続した業務の遂行を図るものでございまして、限度額を460万円とするものでございます。

以上で環境課所管分の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 次に、商工観光課、五十嵐課長、お願いします。

○商工観光課長 それでは、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）の商工観光課が所管する部分につきまして歳出予算からご説明いたしますので、議案書の43ページをお願いいたします。

7款商工費、1項2目商工業振興費、右のページ説明欄の◎商工業育成振興費の10節電気料は、電気料金の値上げに伴い、富士見工業団地内街路灯の電気料に不足が見込まれることから、追加措置するものでございます。

その下の18節電灯料補助金は、電気料金の値上げに伴い、市内11商店会街路灯管理団体への補助金に不足が見込まれることから、追加措置するものでございます。

次に、3目観光費の44ページ、説明欄の◎観光事業費の10節電気料は、電気料金の値上げに伴い、JR行田駅前観光案内所、忍城バスター・ミナル観光案内所などの電気料に不足が見込まれることから、追加措置するものでございます。

これらの歳出予算に係る補正財源でございますが、31ページ、19款繰越金の前年度繰越金の中から措置するものでございます。

以上で、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）の商工観光課が所管する部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第76号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、この後審査を行います市民生活部所管部分の審査終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 10時 24分 休憩

午前 10時 28分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただきますようお願いいたします。説明及び答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

次に、市民生活部所管の議案について審査を行います。

まず初めに、市民生活部長、ご挨拶をお願いいたします。

○市民生活部長 皆さんおはようございます。

建設環境専門委員会の皆様方には、市民生活部の事業につきまして日頃からご理解を賜りまして、この場を借りてお礼申し上げます。

さて、本日は、12月定例会に上程してございます議案第76号、議案第77号及び議案第83号についてご審議賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第83号について

○委員長 次に、議案第83号 訴えの提起についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

交通対策課、島田課長、お願いします。

○交通対策課長 それでは、議案第83号 訴えの提起についてご説明申し上げます。

議案書の64ページをお願いいたします。

本案は、令和5年12月17日午後5時5分頃、行田市大字埼玉4498番地3地先道路におきま

して、相手方が運転する車が道路反射鏡に衝突し、これを破損し市に損害を与えたため、損害金等の支払いを求めるものでございます。

請求の趣旨でございますが、相手方は行田市在住の男性で、相手方に支払いを求める損害金等は、市が復旧工事に要した費用に相当する額22万7,700円及びこの支払いに至るまでの間の遅延損害金並びに裁判所に納める申立て手数料等の訴訟に係る費用相当額であります。

また、現在に至るまでの経緯でございますが、事故後、相手方に対し原状回復するよう再三求めましたが、これに応じなかつたことから、市民の安全を第一に考え、市が復旧工事を行い、7月8日に完了しております。その後も相手方に対し復旧工事に要した費用に相当する額の支払いを求めてまいりましたが、これにも全く応じないため、熊谷簡易裁判所に少額訴訟による訴えを提起しようとするものでございます。本件につきましては、請求額が60万円以下の少額訴訟であるため、原則として1日で審理が終了し、即日判決が下されるものでございます。

以上で、議案第83号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第83号の質疑

○委員長 次に質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 確認ですけれども、本会議で質疑もあったかと思いますが、この相手方は、自賠責保険も入っていなかったということだったと思うのですけれども、これは、車検もしていないということなのでしょうか。免許も失効していたというような答弁だったと思うのですけれども、無免許で車検を通してない車を運転していたということですか、確認です。

○委員長 島田課長。

○交通対策課長 お答え申し上げます。

相手方の保険の加入状況につきましては、具体的には、加入しているかどうかについては確認しておりません。また、免許証につきましては、失効していると本人が申しております。また、車検につきましては、通していたかどうかにつきましても、明確には確認しておりません。

以上でございます。

○1番 福島委員 分かりました。

○委員長 他に質疑のある方はおられますか。

[発言する者なし]

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第83号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第83号 訴えの提起については原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 33分 休憩

午前 10時 35分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第77号について

○委員長 次に、議案第77号 行田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

地域活動推進課、上野課長、お願いいいたします。

○地域活動推進課長 それでは、議案第77号 行田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の49ページをお願いいたします。

改正内容でございますが、水城公園に隣接するコミュニティセンターみずしろについては、1階ギャラリー及び館内会議室等を貸し出すに当たり、現在1時間単位の時間貸しとして使用料を頂いております。このうち、1階ギャラリーにつきましては、時間単位でのご利用のほか、写真や絵画などの作品を展示するサークルや市民団体の皆様が数日間継続して利用さ

れる事も多くございます。そこで、こうした市民の活動を促進、支援するとともに、利便性の向上を図るため、数日間にわたりコミュニティセンターみずしろのギャラリーを利用する際には、これまでの1時間単位の貸出しの設定に加え、このたび、午前、午後、夜間、1日の利用単位を設けるとともに、長期での利用を考慮した利用料金を設定しようとするものであります。

次に、各条項の概要について新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

別表中、行田市コミュニティセンターみずしろのギャラリーの使用料、1時間当たりの単価450円に、ただし書きにより、「午前利用の場合は1,450円とし、午後利用の場合は1,450円とし、夜間利用の場合は1,800円とし、1日利用の場合は4,700円とする」一文を加えるものであります。

また、当表備考に、午前利用、午後利用、夜間利用、1日利用の時間帯の定義を加えるものでございます。

なお、新たな使用料算定の考え方といたしましては、市内において、半日ごと、または1日単位での料金設定がされているほかの公共施設を参考に、1時間などの最低利用単位で1日に積み上げて借用する場合に必要となる金額と1日単位の利用金額を比較したところ、1日単位では約2割減の利用料金が設定されておりましたことから、ほぼ同じ割合としたものであります。

戻りまして、資料の50ページをお願いいたします。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を令和7年4月1日とし、改正後の別表の規定は、本条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で、議案第77号 行田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第77号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」と言う人あり]

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第77号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行いますので、討論のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はありませんので、討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第77号 行田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 40分 休憩

午前 10時 41分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第76号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算中、市民課及び地域活動推進課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、市民課、磯貝課長、お願いします。

○市民課長 議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、市民課所管分についてご説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

4款1項5目斎場費でございますが、右ページ説明欄の12節指定管理料は、火葬件数の増加やエネルギー価格の高騰等に伴い斎場の電気料及び燃料費に不足が見込まれることから追加するものでございます。

以上で、市民課所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 次に、地域活動推進課、上野課長、お願ひします。

○地域活動推進課長 それでは、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）

のうち、地域活動推進課所管分についてご説明申し上げます。

議案書の35ページをお願いいたします。

2款1項13目自治振興費ですが、自治会が管理する防犯灯の新設、移設、修繕等に係る設置費について、新たな設置需要などに対応する補助金に不足が見込まれるため及び電気料の高騰による防犯灯電気料に対する補助金に不足が見込まれるため、追加措置するものでございます。

以上で、議案第76号のうち地域活動推進課所管分についての説明を終わらせていただきま

す。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第76号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分に

ついて全ての部署の質疑が終了いたしました。

△議案第76号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告書の作成等につきましてはご一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認め、さよう決定させていただきます。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって建設環境常任委員会を閉会いたします。

皆様お疲れさまでした。

午前 10時 44分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長 小林修

健 康 福 祉 常 任 委 員 会

1 2 月 1 1 日 (水 曜 日)

令和6年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和6年12月11日（水曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件
議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）
議案第78号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例
議案第79号 行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例
議案第81号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 審査日程 【健康福祉部】
議案第79号 行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例
議案第78号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例
議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）
議案第81号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○出席委員（7名）

委員長 橋本祐一 委員	3番 岩崎彰 委員
副委員長 田中和美 委員	4番 養田英雄 委員
1番 野本翔平 委員	5番 村田清治 委員
2番 斎藤博美 委員	

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

上村浩代	健康福祉部長 健健康福祉部次長
長島浩司	兼健康課長 兼 保健センター所長
藤倉敬士	福祉課長
前島伸行	子ども未来課長
堀口恵子	こども家庭 センター課長
吉田兼弘	高齢者福祉課長
田中義久	健康福祉部副参事

○事務局職員出席者

書記 進藤翔太

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 おはようございます。

本日は、慎重審議よろしくお願ひいたします。

ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されております案件は、議案3件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お配りしております審査日程により行います。

△開議の宣告

○委員長 初めに、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長 おはようございます。

本日も、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。審査よろしくお願ひいたします。

本日の審査は、条例が3つと補正予算案となります。条例については、昨年度に続きまして国民健康保険税条例の一部を改正する条例がございます。行田市にとって重要な条例の一つと考えておりますし、国民健康保険財政の健全化のために被保険者の方にご負担をおかけしてしまいますが、ご理解を得ながら進めたいと考えているものになります。

もう一つが、学童保育室の設置及び管理条例の一部を改正する条例になります。泉小学校の学童保育室が2箇所に分かれておりました。そのうちの1つ、太井学童保育室が徒歩15分ぐらい、低学年のお子さんにとってみると徒歩が20分、30分かかる子もいらっしゃるということで、夏場などはやはり熱中症に対する危惧ですとか、小学校から学童保育室までに行く道の安全性について保護者の方からご懸念の声が届いておりました。そうしたことから、泉小学校、また、学童保育室を委託していた法人と交渉しまして、泉小学校内に移転をすることでご了承を得られまして、保護者の方にも説明を行って、皆さんから賛成のご意見をいただいておりますので、今回整備をさせていただくものになります。

3つ目が、本日この後審議いただく地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準になります。こちらについては、1包括に3職種置くようにというふうに決められている基準が、国の判断によりまして全国的に人材不足ということがありますので、質を確保した上で緩和を認めるというものになっております。市としては、従るべき基準となっていることか

ら条例改正を行うものです。

そして、補正予算案に関しましては、先ほどの学童保育室の移転に伴う費用を盛り込んでおります。また、保護者の方に対するアンケートをした結果、駐車場の台数の不足について懸念の声がありましたので、学童保育室の整備とともに駐車場についても整備をする予算を盛り込んでいるところです。その他、国への返還金などが盛り込まれているところです。

本日も、重要な条例や補正予算を審議させていただきますので、皆様方の忌憚のないご意見、ご質疑、よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いします。なお、説明及び答弁は簡潔明瞭を行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第79号について

○委員長 初めに、議案第79号 行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

高齢者福祉課、吉田課長。

○高齢者福祉課長 おはようございます。

それでは、議案第79号 行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたしますので、議案書の53ページをお願いいたします。

現在、全国的に地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、地域包括支援センターに配置することとされている保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の3職種について、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で複数の拠点で合算して3職種を配置するなど、柔軟な職員配置を進めることとされました。この柔軟な配置を進めるための介護保険法施行規則の一部改正は、市が条例を定めるに当たって従うべき基準とされておりのことから、本案は行田市地域包括支援センターの職員の員数のほか、所要の整備を行うため条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表の4ページをお願いします。

第2条第2項において、引用する省令の条項を改めるものです。

第4条第1項において、地域包括支援センター運営協議会が必要であると認めるときは、当該地域包括支援センターの職員の勤務時間数を、当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算することができる規定を新たに設けるものです。

第2項において、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する複数の区域を1つの区域として、その区域の第1号被保険者数について、3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者の常勤職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ基準を満たすことができるとする規定を新たに設けるものです。また、複数の地域包括支援センターで合算する、この場合においても、1つの地域包括支援センターには3職種のうち2名以上の常勤職員の配置が必要となることの規定を設けるものです。

次に、附則についてご説明いたしますので、議案書の54ページをお願いします。本条例の施行日は、公布の日としております。

以上で議案第79号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第79号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 説明ありがとうございました。

規制緩和、人手不足、人材確保ということで、すごく部長はポイントが分かっているなと思ったのは、質を確保した上でというふうに今説明が出たので、ポイントを抑えているのかというところでお伺いしたいのですけれども。今、行田市は4つ、本丸、壮幸会、緑風苑、ふあみいゆ、これから1つ増えるのかな、緑風苑の第2が今準備中ということで、その3職種の今の現状、行田市は現状で不足しているところはあるのかないのかということをまず1個お伺いしたいと思います。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 まず、斎藤委員からいただきました中で、現在もう既に10月から包括支援センターは5箇所になっております。その5箇所について回答をさせていただきますが、全ての地域包括支援センターにおいて3職種全て配置はされております。

以上です。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 そうしますと、本市は今のところこの条例は必要としないということだと思います。全国的な問題ということで、従うべき基準ということで本市も変えなくてはならないということだと思うんですけれども、現在は該当しなくても今後は改正後の条例を活用するということもあるということでおろしいですか。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 まずは、各地域包括支援センターにおいて人員確保に努めていただく上で、必要性があるかというところをまずは意見を伺いながら、ほかでカバーするということがないようにしていきたいとは思いますが、必要に応じてどうしても足りなくなつた場合は、この条例に基づいて行うということも想定はされると思います。

以上です。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 それで、内容で分からぬのですけれども、不足の地域が例えば今後出てくるとしますよね、5つあるうちの。そうすると、この3職種がないと包括の要件ではないわけですよね。だけれども、その3職種がそろっていないところがあるので、なくとも要件を満たすということですけれども。今後3職種がないところが出てきた場合、ほかの包括からその不足している職種を借りてくるとか、そういうことですか。そうではなく、空白のままやっていくということですか。包括として成り立たせてしまうということですか。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 隣接する包括でその不足している職種が多くいれば、その職種がそちらの包括の分も兼ねるという形になりますので、そもそもが多くいないと成り立たないというものですので、まずは、先ほど申しましたように各包括での人員の確保に努めていただくと。

現在は、基本的には各包括が一人ずつなのですが、機能強化型の地域包括支援センター緑風苑、元からあったところですが、そちらについては一部の職種が2人という形で機能強化型でいますので、各職種1人ではなくて2人という職種もありますので、その辺でカバーできるようにはこちらのほうも検討していきたいと思います。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 そうしますと、その3職種は各一人ずつで基本はいいのだけれども、今言ったように機能強化型に一部の職種が2人以上ということだとすると、今そうすると該当は1つの包括しかない、今度の第2の緑風苑だけですか。そうすると、これが今後適用していくことになると、機能強化型というのを増やしていく、その人数がいなければいけないのかなと思ってくるわけですよ。みんなそれぞれ一人ずつというのだと成り立たないわけですよね。機能強化型を増やすという努力をするということでよろしいですか。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 まず、機能強化型緑風苑は、新しくできたところではなくて元からある、最初からある緑風苑が機能強化型ということで人員に余裕があるところです。機能強化型を増やすというよりは、まずは各包括での人員の確保ということで、機能強化型を増やすというのは今のところは特に考えていないです。

○2番 斎藤委員 分かりました。

○委員長 他に質疑ございましたらお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第79号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第79号 行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 43分 休憩

午前 9時 45分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第78号について

○委員長 次に、議案第78号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、前島課長。

○子ども未来課長 それでは、議案第78号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明いたしますので、議案書の51ページをお願いいたします。

本市の学童保育室につきましては、現在、本条例に基づき公設の学童保育室を19箇所設置しているほか、民設の学童保育室を1箇所設置しております。民設の太井学童保育室につきましては、社会福祉法人ときわ会が太井保育園の敷地内で運営しておりますが、泉小学校から徒歩15分程度の場所にあり、入室児童の移動の際の安全確保などの観点から、新たに学童保育室を泉小学校の近隣に整備することを検討してまいりました。

こうした中、太井学童保育室を運営する社会福祉法人ときわ会や泉小学校と調整した結果、泉小学校校舎内の教室の1つを学童保育室として活用することが可能になったことから、今般、条例を改正し、新たに令和7年4月から泉小学校校舎内に泉太井第2学童保育室を設置しようとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表の3ページをお願いいたします。第2条において、学童保育室の名称及び位置を定めるものです。

次に、附則についてご説明いたしますので、議案書の52ページをお願いいたします。

本条例の施行期日は、令和7年4月1日としております。

以上で議案第78号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第78号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 この第2学童保育室ができることで、21箇所目ということだと思うんですけれども、今、市内の学童保育というのは、私の認識でお伺いしたいのですけれども、待機児童というのはいないという認識がありまして、ほかの学童に送迎しているという実態があ

るのかと、ファミリー・サポート・センター事業を使ってということですけれども、その実情をお伺いしたいのと。

それと、説明の中で、民間の太井学童のほうに行っていたわけですよね、今あふれていた学童の子たちは。そうしますと、徒歩15分ということがあったのですけれども、ファミサポというのは使っていなかったのですか。この学童は送迎はしていなかったのですか。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 現在、民間を含めて公立19箇所、私立1箇所で行っているのですけれども、今回は、民間の太井学童がなくなりまして、こちらの公設の泉太井第2学童を予定しているものでございまして、これが承認いただければ、来年度は公設で20学童という形になる予定でございます。

待機児童は現在ございませんが、実情といたしましては、忍小学校で実際の定員を超えている方がいまして、さらに、西小学校にも定員を超えている方がいます。そちらの方がそれぞれ北小学校と桜ヶ丘小学校にある学童にファミサポを使っているところでございます。

そして、泉太井学童は徒歩15分で行っているという話ですけれども、ほかのところは学校区外の学童に行っている関係上、ファミサポを使って送迎をしておりました。そして、今まで使っている泉小学校区域内にある太井学童につきましては、学校区内ということで徒歩で行っているような状況でございました。

以上でございます。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 分かりました。私勘違いしていて、1つ増えるのかと思ったのですけれども、民間がなくなって、完全に公設になるということでした。

それで、お伺いしたいのですけれども、そうすると、ここの運営というのは変わらずときわ会の委託という形になるのでしょうか、公設ですけれども。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 ときわ会でお願いする予定でございます。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 そうしますと、定員ですけれども、丸々同じ定員なのか、増やすのかというところが問題なんです。今までのがなくなるその民間のところが定員が幾つで、今度増えところの定員が幾つになるのか、同じなのか、増えるのか、お伺いします。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 今の太井保育園にある学童の定員は30名でございます。というのが、今、実際に通われている方が22名児童がいますので、30名の定員で設定しているところでございます。

そして、今度新しく第2を予定しているところが泉小学校内のPCルームを予定しております。そちらの面積が約98平方メートルで、基準が1人当たり1.65平方メートルという基準がございます。そちらを照らし合わせると59.8人と計算では出るのですけれども、もう一つ基準に1つ当たりおおよそ40名にしたほうがいいという基準もございますので、そちらについては定員を最大40名で考えております。実際に、30人以下ですと定員30名で一応設定は考えているところでございますが、大きさ的には40名まではできるものとして考えているところでございます。

以上です。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 そうしますと、10名定員が増えるということだと思います。それで、お伺いしたいのですけれども、駐車場の問題が先ほど説明がありました。今ある現状でも駐車場が不足しているということでしたけれども、今現在3台か4台かとめられるのかというところで、現在は何台分あって、第2学童のほうで何台分つくるのかどうかをお伺いします。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 現在の第1学童のほうが、近くで5台置けて、そのほかに学校内にも置くことを許可されておりますので、実際には学校の敷地内にも3台置かせてもらうようにお願いしております。そのほか、送迎の車が来た場合も使用していいという話は受けておりますが、実際、泉小学校の現在の状況ですと、不足していることから新たに補正予算で工事を行いまして、12台増やす予定でおります。

以上でございます。

○委員長 斎藤委員、よろしいですか。今、第76号の補正予算の内容に入っているのですけれども、このまま執行部のほうは続行してよろしいか。

○子ども未来課長 こちらは大丈夫です。

○委員長 それでは、斎藤委員、続けてください。

○2番 斎藤委員 それで、新しくつくる場所というのを見てきたのですけれども、どの辺ですか。なぜ聞くかというと、桜の木が立っているのですよ。泉小は桜の木がほとんどないの。その木がある場所が駐車場にするのかなと想定しているのですけれども、入学式に小学

校は桜の木はとても重要ではないですか。その木を切られてしまうと本当に悲しいので、その辺、位置が私が思っているところと同じなのか、桜の木が植わっているところではないですか。その辺の認識はどうですか。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 桜はあります。場所をいいますと、プールと校舎の間の土のところを駐車場にしてもいいという話を泉小学校からいただいているところでございます。そして、砂利敷きをお願いしたいということで学校からも要望されておりまして、桜の伐採等も考えておりません。逆に工事も木に配慮しながら影響のないようにしていくように努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 安心しました。ちゃんと学校と協議をした上で、要望も聞いたということでおよかったです。

それと、このP Cルームは3階だと思うんです。大体全体を見ると学童保育は1階に多いのですよ。そうすると3階まで保護者が上がってくるということになると思うんですけれども、そうすると、学校が終わった後に、保護者だったらいいのですけれども、いろんな人が入ってくる想定はないですけれども、入ってくるということも考えられると思うんですけれども、その辺は大丈夫なのですか。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 今回、行田市としては3階というのは初めてなのですから、他市も2階、3階というのが実際にあります、それに対して警備の話になるのですけれども、警備会社で警備をお願いしているところですけれども、今回、警備システムの切替えを行いまして、学童で通るところだけは学童で警備を設置、そして、そのほか一般の今までも通用している教室とか、そういったところは学校のほうで警備ができるような、学童が通るところだけ分割して警備が抜けられるようなシステムで改修を考えているところでございます。

校舎につきましては、校舎内は支援員が出入口まで迎えに行くような形で考えているところで、保護者の方が中に入るようなことは想定しておりません。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 分かりました。そうしたら、最後に1点ですけれども、運営費があると思うんです。今、民間がなくなって公営になることで、この運営費というものは削減されるので

すか、増えるのですか。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 現在、太井学童は、今年度の予算ベースですけれども820万8,000円で予算を考えているところでございます。そして、今回は30人で考えておりますので、そのまま人数が30人の場合は大体同等程度、もちろん賃金が上がった場合はその分は上がりますけれども、なお、40人だった場合は1,167万2,000円ぐらいで想定しているところで、現在のところは予算編成で調整しているところでございます。今年度ベースですとそういった状況です。

○委員長 他に質疑ございましたらお願ひします。

3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 確認という部分で、まずお尋ねします。

第2学童は、先ほどの説明の中で定員30名で今現在22人と、これが40人になるということをございますが、これというのは第1学童と含めてではなくて、新しく設置する第2の定員が30名から40名になる、そういうことですよね。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 現在、泉太井学童の定員が55名でございます。そして、現在太井保育園にある太井学童が30名で、合計すると85名の定員となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長 3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 分かりました。理解できました。

先ほど警備を分割するという説明を受けまして、理解できました。ということは、学童については午後7時まで保育は可能と解釈してよろしいのでしょうか。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 午後7時まで、ほかの学童と同じように利用できるように考えております。

以上でございます。

○委員長 3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 理解できました。ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

田中副委員長。

○副委員長 話が戻ってしまうかもしれないのですが、1点確認させてください。

このお話が出てきた背景ですけれども、小学校から学童までの通園の安全確保のためとい

うことだったのですが、これは例えば今はときわ会で何か事情があつて、厳しいのでご相談があつたとか、それとも本当にご説明にありましたとおりな背景でときわ会に話を持っていかれたとか、どちらということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 実際に学童を利用している保護者の方からのお話を聞きして、ときわ会にその話をお持ちしたということになっております。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 ありがとうございます。では、働きかけたのは保護者からのお声で、ときわ会に働きかけたということですね。こういった新しい体制になるというのは、親御さんの気持ちですとか、そこに付随して子どもたちの気持ちとか、逆に泉小だと大変とか、一部そういったお声とかそういうことはなく、スムーズにお話が進んだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 今回、移設について、学校内にある泉太井学童と太井保育園にある太井学童の保護者の方たちにもアンケートをとらせていただきまして、回収率は50%にいかないぐらいだったのですけれども、皆さん賛成の意見をいただいているところでございます。それで、移転について反対の意見がなかつたものですから、そういった形で進めさせていただいております。

以上でございます。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 もともとある第1学童の委託先は社協になりますか。

○子ども未来課長 こちらは、ときわ会になります。

○5番 村田委員 第1の委託料はどのくらいですか。先ほど第2が約1,160万円になるというお話だったのですけれども。

○子ども未来課長 今、手元にあるもので、ときわ会が西第1、西第2、泉太井学童、3つ合わせて3,560万6,000円で予算を計上しているのですけれども、それを3で割ると約1,186万8,000円になりますので、おおむね先ほど申し上げた40名定員の約1,160万円と大体同程度となっております。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 感覚的なところで質問したのですけれども、民設のところを使っていて、公設のところを使うということになれば、これまでときわ会の保育園の施設を使っていたわけですよね、一部を、そうするとそこにかかる光熱費というものが今度は公設で持つことになるから、800万円で委託していたのが1,160万円になるということなので、僕は感覚的には下がるのかなと、場所を貸すだけなので、人件費とか法人として受ける以上は責任があるので、いろいろかかる経費はあるかと思うのだけれども、光熱費というのは年間通して大きいものかと思ったので、参考までに、今、第1もときわ会が使っているということであれば、その辺の委託の金額を確認したかっただけなので、結構でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

1番 野本委員。

○1番 野本委員 3点質疑します。

1つは、今回の移設に伴って、民設がなくなり全て公設ということですけれども、そもそも公設と民設の違いについて聞きたいです。それから、どうして公設と民設と分かれていたのかという経緯がもし分かれば聞きたいです。

2つ目が、私は以前から学童保育室の過ごし方について、もうちょっと市としてもしっかりと把握したり、関与していただきたいという思いがありまして、今回の新しくできるところは、先ほど斎藤委員からもありましたけれども、小学校の3階部分に移設ということで外遊びができるのかというのを思いました。なので、2つ目は3階で外まで遠いわけすけれども、外遊びとかができるのでしょうか。

3点目ですけれども、先ほど言ったとおり、学童での子どもたちの過ごし方を市はどうやって確認したり、把握したりしているのでしょうか。

以上です。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 まず、民設と公設の違いですけれども、実際市のほうで公設しているところには、市で募集をかけて、そこに委託している。そして、民設でも市に委託していないところもございますので、そういう方はその民設で登録していただくような形となります。今回、太井学童は民設ですが、市のお金を使って委託費をお支払いして、市が募集をかけた人に入っていただくようにお願いをしていたところでございます。そういうところでは、民設でできているところにお願いをしていたという形にはなりまして、経緯といたしまして

は、実際に市が始めるよりも早く民設を行っていたところだとお聞きしております、そういった経緯で太井保育園のところの民設を活用していたという経緯がございます。

そして、学童の過ごし方、外遊びとかができるのかというような心配だとは思いますが、実際子どもたちは教室は3階とか4階とかにあって、そこから校庭まで遊びに昼休みとかも行っていますので、そういう形からいうと、遠くになりますけれども、そういう意味では外遊びはできるという形で考えております。実際に体育館等も借りられるようには契約上はなっておりませんので、そういう委託先の考え方によって外で遊んだりとか、実際に行っているところもございます。3階から下りるまでの間というのは、今よりは遠くなるのは事実でございます。

そして、実際の運用の把握については、子ども未来課で20学童との連携は図っております、実際に支援員のお話等も聞きながら把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○1番 野本委員 分かりました。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 ご説明ありがとうございました。2点質疑させていただきます。

1点目が、こちらの第2学童保育室を新たにつくるということで、こちらはPCルームにつくるということですけれども、例えば、ほかの教室ではなくて何でそもそもPCルームになったかという理由がまず1点と。

あと、もう一つが、PCということはパソコンがあるということですけれども、例えばパソコンがあるところだから、パソコンが邪魔にならないのかと思うんですけども、この点はどういう見解があるのでしょうか。よろしくお願いします。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 PCルームを使った経緯ですけれども、学校との協議の中でPCルームが活用するのにいいのではないかというお話をいただいて、PCルームにしたところでございます。PCルームはこれまでパソコンを活用して使っていたのですけれども、実際に今、児童がタブレットをお持ちになっておりまして、パソコンでの授業というのが今は行っていないというお話をいただいておりまして、教育委員会でパソコンについては撤去という形になっております。そういうことから、学童保育室として使用もできるという形になりました、準備を進めているところでございます。

○4番 養田委員 ありがとうございました。分かりました。

○委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第78号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第78号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 16分 休憩

午前 10時 27分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第76号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、福祉課、藤倉課長。

○福祉課長 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、福祉課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出ですが、議案書の37ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費の右ページ説明欄の一番上の○福祉課関係経費、22節返還金は、令和5年度の生活保護費、生活困窮者自立支援事業費、特別障害者手当等給付費及び令和2年度の障害児通所給付費について、障害児通所支援事業者からの不正請求が判明したこ

とによる国庫負担金、生活困窮者就労準備支援事業等国庫補助金、生活保護費、障害者医療費、令和2年度の障害児通所給付費について、障害児通所支援事業者からの不正請求が判明したことに係る障害児通所給付費の県負担金における国・県支出金の超過交付分の返還金を措置するものです。

3款1項2目障害者福祉費、右ページ説明欄の2番目の◎障害者福祉費の11節郵便料は、郵便料金の値上げに伴う追加措置です。

その下の手数料は、障害福祉サービス利用件数の増加等に伴い国民健康保険団体連合会への審査手数料などに不足が見込まれることから追加措置するものです。

その下の19節障害児通所給付費及び自立支援サービス等給付費につきましては、障害者手帳所持者の増加等に伴い障害者児の福祉サービス利用が増加し、障害者扶助費に不足が見込まれることから追加措置するものです。

次の◎重度心身障害者医療支給費は、受給者1人当たりの医療費が増加傾向にあり、医療扶助費に不足が見込まれることから追加措置するものです。

39ページをお願いいたします。

次に、3項1目生活保護等総務費は、郵便料金の値上げ等に伴う追加措置です。

次に、2目扶助費は、生活保護費において、医療扶助費及び葬祭扶助費の増加に伴い、予算に不足が見込まれることから追加措置するものです。

続きまして、歳入ですが、戻りまして、27ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金は、歳出の19節障害児通所給付費及び自立支援サービス等給付費の増加に対応するもので、それぞれ当該事業における歳出計上額の2分の1を見込むものです。

その下の3節生活保護費負担金は、医療扶助費及び葬祭扶助費の歳出計上額の4分の3を見込むものです。

29ページをお願いいたします。

15款県支出金ですが、1項1目民生費県負担金は、歳出の19節障害児通所給付費及び自立支援サービス等給付費の増加に対応するもので、それぞれ当該事業における歳出計上額の4分の1を見込むものです。

2項2目民生費県補助金の1節社会福祉費補助金は、重度心身障害者に係る医療費助成事業に対するもので、当該事業における歳出計上額の2分の1を見込むものです。

33ページをお願いいたします。

13節返還金及び15節雑入は、障害児通所支援事業者の不正請求等による指定取消し処分に伴い、児童福祉法第57条の2に基づき、本市に対し令和2年度に不正請求された障害児通所給付費の返還金及び40%の返還金加算金を当該事業所に求めており、これを見込むものです。

以上が福祉課所管部分の説明となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長 次に、健康課、長島課長。

○健康課長 それでは、健康課所管部分について説明申し上げます。

まず、歳出から申し上げますので、議案書37ページをお願いします。

3款民生費の1項9目後期高齢者医療事業費は、人間ドック等の健康診断助成金について、被保険者の増加に伴う受診者数の増加により、予算に不足が見込まれるため追加措置するものです。

次に、歳入について説明申し上げますので、戻りまして、33ページをお願いします。

20款諸収入ですが、4項1目雑入の4節交付金及び助成金収入は、後期高齢者医療事業費における健康診断助成に対する埼玉県後期高齢者医療広域連合からの補助金を見込むものです。そのほか、補正財源としましては、19款繰越金を措置するものです。

以上で、健康課所管部分の説明を終わります。

○委員長 次に、子ども未来課、前島課長。

○子ども未来課長 それでは、議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、子ども未来課所管分についてご説明申し上げます。

初めに、議案書の37ページをお願いいたします。

2項1目児童福祉総務費、右ページ説明欄の①児童福祉一般管理費は、前年度分の国・県支出金について、精算に伴う返還金を措置するものでございます。

次の②児童手当事務費は、郵便料金の値上げ等に伴う追加措置でございます。

次の③子ども医療支給費は、新型コロナウイルスの再拡大に加え、溶連菌や手足口病などの感染症が増加しており、医療扶助費に不足が見込まれることから、追加措置するものでございます。

次の④放課後児童対策事業費のうち、11節郵便料は、郵便料金の値上げ等に伴う追加措置でございます。

その下の14節施設改修工事請負費及び17節事業用器具費は、現在太井保育園内にある学童保育室を来年4月1日から泉小学校校舎内へ移転するための経費等を措置するもので、施設改修工事請負費では、主な工事として申し上げますと、床の改修をしてカーペットを撤去し、

ビニール床シートに張り替える工事と、泉小学校内に約12台分の駐車場を整備する経費でございます。事務用器具費では、冷蔵庫、靴箱、テレビドアホンなどを購入する経費でございます。

次の⑩ひとり親家庭等医療支給費は、先ほどの子ども医療支給費と同様になりますが、新型コロナウイルスの再拡大に加え、溶連菌や手足口病などの感染症が増加しており、医療扶助費に不足が見込まれることから追加措置するものでございます。

歳入予算について申し上げますので、戻りまして、27ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金は、学童保育室移転のための経費等に対するもので、当該事業における歳出計上額の3分の1を見込むものでございます。

29ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項2目民生費県補助金の2節児童福祉費補助金の右ページ説明欄の乳児医療費補助金は、子ども医療費助成事業に対するもので、当該事業における歳出計上額の一部を財源として見込むものでございます。

その下のひとり親家庭等医療費補助金は、ひとり親家庭等医療費助成事業に対するもので、当該事業費における歳出計上額の2分の1を見込むものでございます。

その下の子ども・子育て支援交付金は、学童保育室移転のための経費に対するもので、当該事業費における歳出計上額の3分の1を見込むものでございます。

債務負担行為の補正について説明させていただきます。

議案書の23ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正の3つ目、学童保育室管理システム導入業務委託は、学童保育室の保育料算定と入退室管理を行うシステムの導入業務委託でございます。

以上で、議案第76号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、こども家庭センター、堀口課長。

○こども家庭センター課長 議案第76号、こども家庭センター所管部分についてご説明申し上げます。

議案書の41、42ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生費の右ページ⑩保健衛生一般管理費477万3,000円は、前年度、前々年度の母子保健事業費に係る国及び県支出金について、精算に伴う返還金を措置するものでございます。

返還金の対象は4つでございまして、1つ目は、令和5年度未熟児養育医療等国庫負担金

返還金、2つ目は、令和5年度未熟児養育医療等県負担金返還金でございまして、令和5年度の交付申請額に対して当該事業への該当者数が少なかったことから差額が発生したため、国・県に返還するものでございます。3つ目は、令和4年度出産・子育て応援事業費国庫補助金返還金でございまして、令和4年度の交付申請額のうち、事業実施に係るシステム改修に要する費用について返還額が生じたものでございます。4つ目は、令和5年度出産・子育て応援事業費国庫補助金返還金でございまして、令和5年度の交付申請額に対して給付実績等が当初の見込みを下回ったことにより差額が発生したため、国に返還するものでございます。

続いて、歳入についてでございますが、41ページの補正額の財源内訳に記載のとおり、一般財源を見込むものでございます。

以上、議案第76号に係ることども家庭センター所管部分の説明といたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第76号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

2番 齋藤委員。

○2番 齋藤委員 大きく3箇所だけお伺いしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、郵便料の値上げが何箇所か出てきております。10月1日から値上げしたことですけれども、健康福祉部は、もうこれで全てですか、事業内容によっては3月も出てくるのでしょうか。郵便料の不足部分というのはこの補正だけで完了していますか。

○委員長 上村部長。

○健康福祉部長 お答え申し上げます。

健康福祉部の郵便料の値上げに伴う補正は、12月のみとしています。

以上です。

○委員長 2番 齋藤委員。

○2番 齋藤委員 分かりました。

2点目ですけれども、子ども医療扶助費とひとり親家庭等医療費扶助費ということで、先ほど説明の中で感染症が増加したということで、内容が、新型コロナの再拡大、溶連菌、手足口病ということで説明がありましたけれども、子ども医療扶助費が4,700万円とかなり大

きい金額です。昨年度も、今の時期、同じように感染症で5,200万円の補正を組んでいたと思うんです。何がはやるかというは分からぬにせよ、毎年この時期というのは予算不足になっているわけです。補正は組まないほうがいいわけです。当年度できちんと見越して予算を組むのが原則ですので、あらかじめ冬場の感染症というのは予測できるわけで、当初予算で組んでおくという認識はないのかお伺いします。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 感染症の拡大ということで、予測できなかつたところがございますが、そういういたところも踏まえて、来年度当初予算で適正な額を算定していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 少し多めに組んでおいたほうがいいと思います。よろしくお願ひします。

最後ですけれども、債務負担行為補正、23ページですけれども、学童保育室管理システム導入業務委託990万円ということで、保育料の算定、入退室の管理という説明がざっくりありましたけれども、もうちょっと細かい内容を教えていただきたいのですが、前からこの管理システムというのはあったのですか。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 今あるのは、学童だけではなく、保育園に入っている方も含めまして、同じ1つのシステムで、保育園、学童について入退室管理、実際には、保育料の算定とか、通知を出すためのシステムなどをこのシステムでやっているところでございます。

保育園の入退室システムについてはシステムの標準化に含まれまして、学童だけというシステムのところは、今までやっているシステムのメーカーが、これを機にシステムをやめるという話を伺っております。そういうことから、新たなシステムを導入するため、実際には、新たに令和8年度からの学童保育室の入退室管理業務を行うためには、10月ぐらいから新しいシステムを稼動させていかないとその次の年度の4月には業務として対応できないことから、先に債務負担行為を行いまして、プロポーザル等も含めた入札を考えておりまして、4月から実際にシステム業者と契約して、システム導入の業務を行っていただく予定でございます。

以上でございます。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 齋藤委員 そうすると、保育園と合わさっていたので、先に債務負担行為を組むということで出てきたのかということで、分かりました。

保育料の算定や、通知を送るということと、入退室の管理ということがありました。これは、個人の児童の入退室の管理ではないですね。その辺だけお伺いします。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 こちらのシステムについては、今月誰々が入っているとか、月ごとに管理していくものでございまして、何時に誰々が着いたとか、そういうシステムではございません。

以上でございます。

○2番 齋藤委員 分かりました。

○委員長 他に質疑はございますか。

1番 野本委員。

○1番 野本委員 障害福祉関係で3箇所お聞きします。

まず1点目が、福祉課関係経費の返還金で、ご説明の中で、違反というか、不正というか、そういったことがあったということだったので、可能な範囲でその詳細を教えていただけたいと思います。

2つ目は、障害者福祉費として3億7,900万円ですけれども、19節で2つ挙がっているわけですけれども、先般、土木関係の予算を9月で補正がどんとのっていたのを、今回当初予算にのせるというふうにしましたけれども、障害者福祉費も、恐らく毎年度この時期にどんとのってくるのですが、質疑としては、当初予算にのせないことによって何か弊害といいますか、といったことはないのでしょうか。

3点目が、生活保護の扶助費のところで、医療扶助費と葬祭扶助費がありますけれども、それぞれ何件分、見込みはどのくらいなのか教えていただければと思います。

以上です。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 まず、返還金の関係でございますが、埼玉県から9月9日に、株式会社MOMが運営していたこどもプラス東松山教室の不正請求に基づく指定取消が通知されました。その不正内容というのは、令和元年10月分から令和6年2月分までの児童発達支援と放課後等デイサービスの児童の利用日数を水増ししたことによる過大請求でございます。この株式会社MOMのこどもプラス東松山教室ですが、令和6年9月末をもって指定の取消しをしており

ます。こちらの返還金というのは、この事業所が過大請求分を減額した国庫負担金及び県負担金の精算書を提出することとなりまして、それぞれ提出したことから返還金が生じました。

また、株式会社MOMに関してですけれども、市としましては、11月7日に請求書を発送しております。また、督促状に関しましては12月2日に送付しております。こどもプラス東松山教室に係る過大請求額は、全体では16市町が関係しております、過大請求は概算で3,098万4,352円となっておりまして、行田市分が1万98円となっております。

続きまして、障害者福祉費の当初予算にのせないことによって弊害はないかということですが、こちらに関しましては、今回は利用者の急増、利用者の増加傾向が止まらないということで補正を組ませていただいておりまして、こちらは、当初にのせないというより、当初後の利用の増加等によって、補正予算という形で組ませていただいたものでございます。

次に生活保護の医療扶助と葬祭扶助の何件分かということですが、こちらに関しましては、件数の計算はしていないのですが、前年度の4月から9月までの額と今年度の4月から9月までの増加の割合を比較して算出させていただいております。医療扶助と葬祭扶助、両方ともそのような計算でさせていただいております。

以上でございます。

○1番 野本委員 分かりました。

○委員長 3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 野本委員の質疑に関連して、扶助費でございますが、昨年度は補正予算の計上はなしだったかと思うのですが、今回、医療扶助費が5,400万円、葬祭扶助費700万円ということで、対前年比でこれだけ増えた、なかつたものが発生した、この辺のところについてご説明いただけるとありがたいです。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

藤倉課長。

○福祉課長 お答え申し上げます。

医療扶助と葬祭扶助が前年度は計上がなかったのに今年はということでございますが、先ほどもお話しさせていただいたのですが、前年度4月から9月と今年度の4月から9月の増加分と各扶助費におきまして比較したところ、今後扶助費が不足するということが医療扶助と葬祭扶助において見込まれましたので、そこを計上させていただいたものでございます。医療扶助に関しては利用者の増加、葬祭扶助に関しましても、葬祭扶助の支給対象とな

る方の増加によるものとなります。

以上でございます。

○3番 岩崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 関連してくるのですけれども、福祉関係の経費で返還金というのが一くくりの中で説明がされていたのですけれども、生活保護費に関する返還金というのはいかほどになっているのでしょうか。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

生活保護の返還金ですが、国庫負担分の生活扶助費等国庫負担金の返還金が8,991万992円、次に、県費のほうで、生活保護費の県負担金の返還金が130万1,119円となっております。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 22節の返還金のほとんどが割合的には生保の金額となってきますよね。そして、補正ですけれども、医療扶助費と葬祭扶助費ですが、これは、当初予算要求をすると実績を見ながら、どのぐらいのパーセントで上がってきているかということで、当初、医療扶助費も前年対比で2,000万円ぐらい上がっているんですよね。そういう中で、さらに医療費が不足しているということで、件数は何件ですかと言ったら、新年度の4月から9月までの実績でということで、アバウト過ぎて、だから、逆に返還金が多く出てしまうのか、積算根拠をしっかりと出していかないと、返還金がこの繰り返しになるのかと。過去に補正予算を組まないで済んだ年もあります。ですから、当初の要求の段階で、国の財源が歳入で見込めるし、一般財源の持ち出しとしても交付税で入ってきますから、その辺をしっかりと当初で組んでおけば、補正を組みながら、最終的には返還金が発生するという繰り返しになつてるので、その辺を担当課としてどのように考えていくかというところで、質問ではなく要望とさせていただきます。

確認ですけれども、葬祭については業者委託ですか。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 業者委託というより、葬祭の執行者が依頼する形となっております。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 葬祭費は1件当たりどれくらいかかるのですか。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 大体ですが、約20万円から30万円程度の間です。と申しますのは、遺体の保管に関してドライアイスを使用する場合に、遺体の保管の期間によってドライアイスの使用量が変わってくるので、それが金額が変わってくる要因になってきております。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 この根拠としては、700万円の補正を組みますけれども、既に4月から9月の間にどのぐらいの方が埋葬されたのでしょうか。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 本年度9月までで18件の葬祭扶助の支給となっております。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 例えば最高額30万円で計算して、残予算がこれしかないという中で、700万円の補正を組むという答えが出たのですね。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 前年度と今年度の比較等をいたしまして、この額を算出いたしました。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 返還金ありきの補正予算というのを極力抑えるようにして、当初でしっかりと要求していただければと思います。

以上で終わります。

○委員長 他に質疑はございますか。

4番 養田委員。

○4番 養田委員 ご説明ありがとうございました。

何点か質疑させていただきます。

まず、38ページの後期高齢者医療事業費ですけれども、こちらは額としてはそんなに大きくないのですけれども、健康診断助成金を今回補正で54万4,000円ですけれども、これは何名分の措置をしたのでしょうか。

○委員長 長島課長。

○健康課長 健康診断の助成、これは人間ドックとか脳ドック、併診ドックの助成になります

が、現在の傾向でございますと、特に併診ドック、人間ドックと脳ドックを受ける方が増加しております。助成額はそれぞれ、人間ドックが2万8,000円、脳ドックが2万円、併診ドックが4万円ということですので、一番助成額の大きい4万円を受ける方の分が増加しておりますので、トータルの数というより、そちらが増加している傾向が多いというところでございます。

以上でございます。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございます。

今後も併診ドックが多くなるということですけれども、後期高齢者健康診断助成金というのは、補助金は5万4,000円、低かったと思うのですけれども、これは、補助というのは国や県からは下りてこないのですか。

○委員長 長島課長。

○健康課長 この補助金につきましては、県の後期高齢者医療広域連合からの補助金でございますが、人間ドックに関しましては1万4,000円、脳ドックに関しましては1万2,000円と決まっておりまして、今回受診者数の見込みを計算したところ、5万4,000円の分が補助金として増額ということで、計上させていただいたところです。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 ご説明ありがとうございました。

もう1点、38ページ、子ども医療費ですけれども、4,760万円は額として結構大きいのですけれども、積算根拠を示していただけたらと思います。

○委員長 前島課長。

○子ども未来課長 子ども医療費につきましては、令和5年9月現在で積算しております、97.4%の使用率になっておりまして、令和5年度の状況も鑑みまして、3月までもたせるような形で予算を積算しております。

以上でございます。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 分かりました。ありがとうございました。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第76号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第76号 令和6年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 07分 休憩

午前 11時 09分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第81号について

○委員長 次に、議案第81号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

健康課、長島課長。

○健康課長 それでは、議案第81号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明申し上げますので、議案書の57ページをお願いします。

改正内容につきましては、大きく分けて2点となります。

1点目は、国民健康保険税率の見直しです。国民健康保険については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、制度運営の中心的な役割を担うこととなりました。このような中、令和5年12月に埼玉県が策定した国民健康保険運営方針では、財政運営の基本的な考え方として、医療費の給付等のために埼玉県に支払う納付金や被保険者の健康づくりのための保健事業の実施のための財源については、適正な保険税率等を設定し適正な収納額を確保することにより、市町村国民健康保険特別会計の收支を均衡させる必要があるとされております。本市では、この埼玉県の方針及

び令和5年2月に策定した国民健康保険税改定に係る基本方針に基づき、国民健康保険税水準の統一に向けて一般会計からの法定外繰入金を解消すべく、令和6年度から令和8年度まで段階的に税率を改定することとしています。本条例改正案は、令和6年度の税率改正に続き2度目の改正を行うものです。

次に、改正内容の2点目は、賦課限度額の引上げです。これまで本市国民健康保険における賦課限度額引上げについては、国の税制改正の翌年度に実施しております。今回も令和6年度の税制改正において行われた地方税法施行令第56条の88の2の改正を踏まえ、賦課限度額を2万円引き上げるものです。

なお、改正内容につきましては、行田市国民健康保険運営協議会において審議がなされ、本年10月1日に適当である旨の答申をいただいております。

次に、改正内容につきましては、新旧対照表の7ページをご覧ください。

まず、第2条第3項中、後期高齢者支援金分の賦課限度額「22万円」を「24万円」に改めるものです。次に、いわゆる医療分である基礎課税額の所得割額の税率を規定する第3条中「100分の7.2」を「100分の7.6」に改めるものです。次に、基礎課税額の均等割額を規定する第4条中「2万8,000円」を「3万6,000円」に改めるものです。次に、後期高齢者支援金等分の所得割額の税率を規定する第5条中「100分の2.3」を「100分の2.6」に改めるものです。

8ページをお願いします。

後期高齢者支援金等分の均等割額を規定する第6条中「1万1,000円」を「1万4,500円」に改めるものです。介護納付金分の所得割額の税率を規定する第7条中「100分の1.9」を「100分の2.5」に改めるものです。次に、介護納付金分の均等割額を規定する第8条中「1万2,000円」を「1万5,000円」に改めるものです。第20条は、国民健康保険税の減額について定める規定で、先ほどの第2条第3項と同様に、後期高齢者支援金等分の課税限度額について「22万円」を「24万円」に改めるものです。

次の20条第1項第1号から10ページの第3号まで、そして11ページにかけての第2項第1号及び第2号は、均等割額の変更に伴い、法定減免の7割、5割、2割の軽減額及び未就学児に対する軽減額をそれぞれ改めるものです。

議案書に戻りまして、58ページをお願いします。

附則でございます。第1項は、本条例の施行期日を令和7年4月1日とするものです。第2項は、経過措置を定めるものです。

以上で議案第81号についての細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第81号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 国保のほうで何点かお聞きします。

議案第81号は、市として、県の3期の運営方針に倣って、令和8年度までに3段階で、前に令和5年度で上げていますので、あと2段階で繰入れをなくしていくことによって納める税額が上がるという条例案ですけれども、本会議の中で世帯と人数が減っているという説明がありました。世帯数だと2.9%減って、人数だと4.7%の減少という説明がありましたが、その原因というのは何なのでしょうか。まず1点お伺いします。

○委員長 長島課長。

○健康課長 まず1つは、人口減少というところがございます。あと大きくは、被用者保険の適用拡大といいまして、一定の所得がある方とか一定の事業所の方につきましては、国民健康保険から被用者保険、社会保険のほうに移行してございます。この国の移行制度がございます。あとは、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移っているということが相まって、このような減少が続いているものと思います。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 1点目が人口減少ということ、3つ目が団塊の世代が後期高齢者というのは理解できます。2点目、被用者保険への国の移行制度ということがありましたけれども、令和6年10月1日からパートとアルバイトの社会保険の加入というのが要件が拡大されたと思うのです。これは今始まったばかりかと思うのですけれども、その辺の関連性がよく分かりません。確かに、国保というのは年金者、無収入者がほとんどです。その中に、働いているパートさん、保険税を納める人がいなくなってしまうとことがかなり影響があるかと思うのですけれども、その辺の影響というのは令和7年に反映されてしまうのですか。

○委員長 長島課長。

○健康課長 先ほど委員ご案内のとおり、令和6年10月に拡大が進んだのですが、それ以前に、令和4年10月のところで1弾目の被用者保険適用の制度が発足いたしておりますので、それによる減少ということも見込んでおります。

以上でございます。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 そうしますと、令和4年度が令和7年度に反映されてきているということと、今回令和6年10月からさらに抜けてくるということで、今後もその影響が増えるということかと認識しました。

質疑としては、保険税の収入と医療費を使うという出があるわけです。その2点についてまずお伺いしたいと思います。

医療費の推移というのはどうなっていますか。世帯数、人口減ということで減っているわけですけれども、医療費というのは年々伸びているのか、加入者が減っていますから同水準より下がっているのか、医療費の推移についてお伺いします。

○委員長 長島課長。

○健康課長 医療費につきましては、数年前のコロナの状況がありましたので、そこは除くとしましても、近年は、1人当たりの医療費はどんどん増加傾向にございます。ですので、被保険者数は減少しているものの、医療費は大きく減少せず横ばいに近い状態、もしくは微増という傾向も見られております。

以上でございます。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 そうしますと、加入世帯、人数が減っているのに医療費は若干増えてしまっているという状況だということの中で、必要な医療というのは当然ですけれども、緊急性がないとか必要性がないというのはそもそも控える必要はありますけれども、あとは、予防できるものというのは、事前に進行する前に防ぐという、市としてどんな努力をしているのかということです。その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長 長島課長。

○健康課長 まず、予防していただいて、重症化せずに皆さんに元気で暮らしていただくことに努めるために、保健事業というものを力を入れてやっております。一番は、国民健康保険につきましては特定健診ということで、生活習慣病にならないように。生活習慣病を発症しますと、その後加齢に伴つていろいろな病気を引き起こしますので、そういうことにならないように。また、医療費がどうしても多くかかる方というのは、腎臓に疾患を持ったりという方もいらっしゃいますので、県と協力をしながら糖尿病の重症化予防という事業にも取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 保健事業は、市も努力しているのは分かるのですけれども、特定健診、生活習慣病にならないようにということですけれども、努力の成果はどうですかと聞くと、受診率は行田市は低いはずです。ここを頑張らないと、税収が減っているのに支出が増えているわけでしょう。その辺の努力が少し足りないのではないか。やり方ですよね、努力といつてもいろいろなやり方があると思うのです。今までのやり方ばかりやっていても成果がなかなか見えてこないですけれども、そういった努力もしないと。やはり、負担だけ増やすというのはどうなのかというところでお伺いします。

○委員長 長島課長。

○健康課長 ご指摘いただいたとおり、特定健診受診率は、今県内の平均ぐらいというところでございますけれども、本市としましては、もっと健診受診率を上げていくために、医師会等に協力いただく等、いろいろな努力はしているところでございますが、新たな取組についても考えさせていただきたいと思いますし、最近では、SNSを使ったりして勧奨しているという例もございますので、各種取組を研究してまいりたいと考えております。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 税収入についてお伺いしたいと思います。

本会議の説明でもあったのですけれども、担税力に応じて税負担を求めるということで、そういう仕組みになっていますということで、モデルケース、これは以前議員説明の中でも載っていましたけれども、本会議の中で、年収350万円の人が、改定後、今回の条例が通ることによって、月2万5,983円、年間31万1,796円という説明がありました。令和8年というのは、議員説明の表にも載っていましたけれども、さらに上がってくるわけです。これを見ると、年収から所得税、住民税、年金、雇用保険、介護保険が引かれます。さらに、国保が年31万円ということで、国保だけで10%、これ保険料ですよ、保険料だけで超えてきてしまうのです。そこから生活をしていかなくてはいけないということを考えますと、確かに、2割、5割、7割の軽減の人はいますけれども、年収350万円の人を見ても、これが果たして担税力に応じた税負担なのかというふうに考えますけれども、その辺はどのような認識でしょう。

○委員長 長島課長。

○健康課長 国保税負担の関係につきましては、国民健康保険につきましては、負担と医療を

受けるという受益の公平性の観点から税負担を求めているところでございますけれども、埼玉県が定める今回の運営方針の中でも、埼玉県の進める方針としては、令和12年度には、県内どこでも、同じ所得であれば同じような保険税ということで方針を定めております。そこに向けて県内の市町村については足並みをそろえる形で取組を進めておりますけれども、本市としては、その一歩というふうに考えておりますので、一定のご負担をいただくことについて致し方ないのかと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 保険税だけで10%を超えるということですけれども、医者にかかれれば、さらに3割負担ということです。今課長から説明がありましたけれども、県内どこにいても同じ税率だということですけれども、足並みをそろえるといつても、結局、行田市としては上がってしまうわけですよね。

質疑ですけれども、一般質問でも言いましたけれども、市としては、国保というのは社会保障だという認識はきちんとあるんです。そこは評価したいと思いますけれども、共済保険やほかのところはみんな会社負担があるわけです。国保だけが税金の投入部分がなくなってくると、自分たちの納めた税金の中でやりなさいということになれば、社会保障という概念が国保だけがなくなってこないのかというのが一番の問題ですよね。国保は互助会ではないはずです。その辺の認識はどうでしょう。

○委員長 長島課長。

○健康課長 国民健康保険につきまして、現在、制度上も、国からの3,400億円の補助がございます。それ以外も、国民健康保険財政の安定化のためにも、国に対しましては、引き続き、それを増額する、もしくは拡大するような形で要望はしてまいりたいと思いますので、その辺を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 2番 斎藤委員。

○2番 斎藤委員 国からの一定の補助は法定内繰入れのことかと思いますけれども、協会けんぽとか共済保険は会社と折半ですよね。でも、仕組みが全く違うということで、国保だけがそういうものがないのです。

最後に1点ですけれども、繰入れをなくして保険税が上がり続けるわけですから、これで滞納者が増えないかということです。結局、払えない人が増えてくるということは悪

循環ではないのか、その辺の認識について最後にお伺いして終わります。

○委員長 長島課長。

○健康課長 滞納者が増加するのではないかというご心配をいただいているところでございますけれども、その点については予測ができないところもございますけれども、今回、段階的に3段階で国保税を上げていくというところも、皆様に急な負担をかけないというところもございます。いろいろな取組の周知をしたり、ご案内をしたり、ご相談をしたりというところで、国保税についてはご理解をいただくとともに、また、納税につきましても、丁寧にご案内をして、できるだけ滞納者が増えないよう努めていきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 ご説明ありがとうございます。

何点か質疑させていただきます。

1点目、均等割の額ですけれども、改正前と改正後で均等割の額が上がっていることは間違いないのですけれども、比較した結果、医療分が約1.29倍、後期の支援分が約1.32倍、介護保険分が約1.25倍になっているのです。大体同じぐらいの倍率ですけれども、倍率が違う理由というのがあるのでしょうか。

○委員長 長島課長。

○健康課長 まず、今回の保険税率改定に当たりまして目標とするところは、埼玉県が今回新しく示しました標準保険税率というところを目標としております。その数字を見ましたところ、本市が劣っているところは上げなくてはいけませんし、本市が十分あるところについては上げる率が低くなるということがございますので、この部分だから上げているというよりは、令和9年度の標準保険税率、県から示されたものに合わせて、そこに向かって税率を上げているというところでございます。

以上でございます。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 ご説明ありがとうございます。

後期支援分が医療分とか介護保険分より少し高いというのは、特に理由があつたりするのですか。

○委員長 長島課長。

○健康課長 先ほど申しましたように、埼玉県が示す後期支援分と本市が現在設定している分

で差が開いている。なので、少し上げる幅を大きくしないといけないということから、額が大きくなっているところでございます。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございました。

後期の均等割がほかより少し上がっていて、気になって質疑させていただきました。

次ですけれども、過去の国保税の推移、平成31年から令和6年の税率を見ていて、特に今回一番大きかった変更点というのは、所得割中の介護保険分の増加です。改正前だと1.9%で、そこから2.5%、率にして0.6%上がるというのは、多分今までなかつたのではないかと思うのですけれども、介護保険の財政が相当厳しいから所得割を0.6%上げるという認識でよいのでしょうか。

○委員長 長島課長。

○健康課長 今回の税率設定は、先ほど申し上げましたとおり、令和9年度の県が示す標準保険税率というところですけれども、その要因をひもときますと、後期高齢者の方たちが増えて、介護保険を利用する方たちが増えて介護保険の財政も厳しい、なので、国民健康保険から介護保険に支出する額が上がっているというところが組立てでございます。

以上でございます。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございました。

最後ですけれども、後期高齢者の賦課限度額が2万円上がっているということですけれども、これは、後期高齢者の加入者が増えて、さらに、全体的に医療費も上がってしまうから賦課限度額が今回2万円上がったという認識でいいでしょうか。

○委員長 長島課長。

○健康課長 賦課限度額の設定につきましては国の税制改正のほうで行われているのですけれども、どういう基準で定めるかといいますと、ほかの被用者保険の方たちの保険料を見て、全体の1.5%の方たちがそれを超えるかどうかというところで見てているという説明を受けています。ほかの保険料も上がっているので国民健康保険も賦課限度額が上がったというところで見ていただければと思っています。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 分かりました。ありがとうございました。

○委員長 他に質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第81号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第81号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましてはご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって健康福祉常任委員会を閉会いたします。

皆様お疲れさまでした。

午前 11時 34分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長 橋本祐一